

# 行政改革推進本部専門調査会小委員会設置規程

平成18年12月18日

行政改革推進本部専門調査会座長決定

## 1 小委員会の設置

行政改革推進本部専門調査会に3つの小委員会を設置する。

## 2 小委員会の任務

小委員会は、座長が指定する機関、団体等を対象にヒアリングを行う。

## 3 小委員会の構成

- (1) 小委員会は、行政改革推進本部専門調査会委員をもって構成する。
- (2) それぞれの小委員会を構成する委員は、座長が指名する。
- (3) それぞれの小委員会に主査をおき、座長がこれを指名する。
- (4) 主査に事故があるときは、座長が指名する委員が、その職務を代理する。

## 4 専門調査会への報告

各主査は、ヒアリング終了後、その結果を専門調査会において報告するものとする。

## 5 小委員会の公開

- (1) 記者の傍聴はできるものとし、筆記を認める。
- (2) 主査は、原則として小委員会終了後、速やかに会議の資料を公表するものとする。ただし、主査が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公表しないものとすることができる。
- (3) 主査は、小委員会終了後、速やかに議事要録を公表するものとする。

## 6 雑則

本規程に定めるもののほか、議事の手続その他の小委員会の運営に関し必要な事項は、主査が小委員会に諮って定めるものとする。

## 行政改革推進本部専門調査会小委員会の構成について

平成18年12月18日

行政改革推進本部専門調査会座長決定

行政改革推進本部専門調査会小委員会設置規程（平成18年12月18日行政改革推進本部専門調査会座長決定）第3項に基づき、小委員会の委員及び主査を以下のとおり決定する。

### Aグループ

佐々木 毅（主査）

朝倉 敏夫

稲継 裕昭

加藤 丈夫

丸山 建藏

### Bグループ

清家 篤（主査）

内海 房子

川戸 恵子

古賀 伸明

西尾 勝

松本 英昭

### Cグループ

西村 健一郎（主査）

薄井 信明

岡部 謙治

小幡 純子

田島 優子

御厨 貴

（委員は、主査を除き五十音順）